

【表紙】

【発行登録番号】	25-関東182
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月23日
【会社名】	積水ハウス株式会社
【英訳名】	Sekisui House, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部俊則
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番88号
【電話番号】	06(6440)3111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 上條英之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目15番1号 積水ハウス株式会社東京支社
【電話番号】	03(5575)1700番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員東京総務部長 松島雄一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成25年10月31日)から2年を経過する日(平成27年10月30日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 150,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	積水ハウス株式会社東京支社 (東京都港区赤坂四丁目15番1号) 積水ハウス株式会社東京西支店 (東京都渋谷区代々木二丁目1番1号) 積水ハウス株式会社横浜北支店 (横浜市戸塚区川上町85番地3) 積水ハウス株式会社名古屋東支店 (名古屋市中区栄三丁目18番1号) 積水ハウス株式会社神戸支店 (神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) (注) 金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所 ではありませんが、株主等の便宜のために備置して います。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備資金、社債償還資金、短期社債償還資金、借入金返済資金、投融資資金及び一般運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日）平成25年4月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日）平成25年6月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第2四半期（自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日）平成25年9月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成25年10月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月16日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年6月13日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年10月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成25年10月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

—
積水ハウス株式会社本社

（大阪市北区大淀中一丁目1番88号）

積水ハウス株式会社東京支社

（東京都港区赤坂四丁目15番1号）

積水ハウス株式会社東京西支店

（東京都渋谷区代々木二丁目1番1号）

積水ハウス株式会社横浜北支店

（横浜市戸塚区川上町85番地3）

積水ハウス株式会社名古屋東支店

(名古屋市中区栄三丁目18番1号)

積水ハウス株式会社神戸支店

(神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) 金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の便宜のために備置しています。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。